

古代

第4章 宮廷貴族社会の成立 2. 国司の支配と社会の変化 (1) 荘園と公領

因幡国司の下向 —『時範記』を読む—

【二〇九九(承徳三年)二月】

十日 辰刻、進發す。申刻、撰州武庫郡河面御牧の司の宅に宿す。(略)

十四日 辰刻、進發す。未刻、美作の坂根の飯屋に着す(略)

十五日 雨・雪なり。(略)卯刻、束帯を着し、釵を帯し、黒毛の馬に騎りて鹿跡の御坂(志戸坂)を越ゆ。未だ峯より出でずして馬より下り、峯の上に立ちて西面す。官人以下、峯の下に立ちて南面す。是より先、神宝前行し、行事相従ふ(略)巳刻、智頭郡の駅家に至る。先ず餅を食し、次に粥を啜る。其の退りを以て智頭郡司に給ふ。先例に依れば也。次いで解脱し衣冠を着して他の馬に騎りて進發す。山路嶮難にして九折\*に対するが如し。入夜、総社の西の飯屋に着す。(略)時に戌刻、束帯を着して総社の西の舎に着す。(略)

廿六日 朝の間、雨・雪なり。巳刻、頗る霽れる。今日は神拝なり。(略)社司を以て告文を読ましむ。次いで奉幣す(略)。次いで宇倍宮に参る(略)。便に坂本社に参りて奉幣す(略)。次いで法美川に至り、船に乗りて、三嶋社に参る(略)。次いで又船に乗りて賀呂社に参る(略)。次いで又船に乗りて川を渡り、浜路より服社(服部社)に参る。奉幣終わりて次いで美歎社に参る(略)。亥刻、府に帰る(略)

\*九折：曲がりくねっていること

平時範について  
平安時代後期の貴族。桓武平氏高棟流、尾張守・平定家の子。官位は正四位下・右大弁。一〇九八(承徳二年)七月に因幡守に任命され、翌年因幡へ下向する。一一〇三(康和五年)年に近江守(その後重任)。一一〇九(天仁二年)二月没。五六歳。

『時範記』について  
平時範が記した日記。全文は残っておらず、一〇七七(承保四年)十一月〜一〇九九(承徳三年)康和元年の八月の記事を中心に、一部が断片的に残っている。このうち承徳三年二〜三月の記事は因幡へ下向してから上洛するまでの間に任国で行った政務や神拝行事等の内容が詳細に記されており、当時の国司の任国での様子がわかる重要な史料となっている。

解説

■平時範の因幡下向と古代官道

11世紀後半になると、国司(受領)は任国へ行かず、代理人である目代を派遣することが一般的となるが、任期中に一度は任国に下向して、現地の様子を確認することが必要であった。



平時範が因幡に赴任したときのルート (錦織2013より引用)

1098(承徳2)年に因幡国司に任じられた平時範も翌3(1099)年2〜3月に因幡へ下向している。

時範の日記である『時範記』によれば、時範一行は京都から山陽側を通り、美作から「鹿跡御坂」(現・志戸坂峠)を越えて因幡へ入国している。古代の官道と言えば山陰道など七道が代表的であるが、このほかにも多くの官道が存在していた。志戸坂峠を越える山道もその1つである。国境を越える際には「境迎」と呼ばれる入境儀礼があった。「時範記」には志戸坂峠を越えて因幡へ入国する時の様子が詳細に記されている。



平時範が巡拝した神社(『鳥取県史1 原始・古代』の図を一部改作)

■国司の神拝行事

国司が任国へ下向した際、政務開始前に行うのが、一宮をはじめとする国内主要神社を参拝する「神拝の儀」であった。

『時範記』によれば、時範は2月26日に神拝を行い、宇倍宮や坂本社のほか、船で川を下って、三嶋社・賀呂(賀露)社・服(服部)社・美歎社を参拝して国府に戻っている。その後、時範は吉日を選び、3月2日より政務を開始している。

(担当：岡村吉彦)

参考資料

- 『新鳥取県史資料編 古代中世2 古記録編』338頁(2017年)
- 錦織勤『鳥取県史ブックレット12 古代中世の因伯の交通』(2013年)
- 森公章『平安時代の国司の赴任—『時範記』をよむ』(臨川書店 2016年)